

議案第21号

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年 2 月22日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「法第115条の46第4項」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項」に改め、同条第3号ウ中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、同号ウ中「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

第10条第1項中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則第6条（見出しを含む。）中「及び平成28年度」を「から平成29年度までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条―第3条の1（略） （地域包括支援センターの運営基準等） 第3条の2 <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項</u>の条例で定める基準は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 ア・イ（略） ウ 主任介護支援専門員（<u>省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人 （4）（略） 第4条―第9条（略） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該第1号被保険者又は連帯納付義務者（<u>法</u> _____<u>第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。</u>）の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。	第1条―第3条の1（略） （地域包括支援センターの運営基準等） 第3条の2 <u>法第115条の46第4項</u> _____の条例で定める基準は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 ア・イ（略） ウ 主任介護支援専門員（<u>省令第140条の68第1項</u> _____<u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者</u> _____<u>をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人 （4）（略） 第4条―第9条（略） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該第1号被保険者又は連帯納付義務者（<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。</u>）の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(1)－(4) (略) 第10条第2項－第17条 (略) 附 則 第1条－第5条 (略) (平成27年度から平成29年度までの間における保険料率の特例) 第6条 第4条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの間における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,900円とする。 (以下略)	(1)－(4) (略) 第10条第2項－第17条 (略) 附 則 第1条－第5条 (略) (平成27年度及び平成28年度における保険料率の特例) 第6条 第4条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,900円とする。 (以下略)
--	--